

令和2年2月（第1回）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 （2月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の上程及び説明	9
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	10
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	14
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	15
議案第6号の質疑、討論、採決	18
閉会中の継続審査の件	22
管理者挨拶	22
閉 会	23

埼玉中部環境保全組合告示第1号

令和2年2月（第1回）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月12日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和2年2月19日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 埼玉中部環境保全組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 4) 議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
- 5) 議案第5号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）
- 6) 議案第6号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（13名）

1 番	芝	寄	和	好	議員	2 番	金	澤	孝	太	郎	議員
3 番	織	田	京	子	議員	5 番	田	中	克	美		議員
6 番	中	野		昭	議員	7 番	湯	沢	美	恵		議員
8 番	松	島	修	一	議員	9 番	渡	邊	良	太		議員
10 番	島	野	和	夫	議員	11 番	尾	崎		豊		議員
12 番	神	田		隆	議員	13 番	岩	崎		勤		議員
14 番	内	野	正	美	議員							

○不応招議員（なし）

令和２年２月（第１回）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第１号

令和２年２月１９日（水曜日） 午前９時開会

開会及び開議

- 第１ 議事日程の報告
 - 第２ 会議録署名議員の指名
 - 第３ 議会運営委員長の報告
 - 第４ 会期の決定
 - 第５ 諸報告
 - 第６ 管理者提出議案の上程及び説明
 - 第７ 議案第１号の説明、質疑、討論、採決
 - 第８ 議案第２号の説明、質疑、討論、採決
 - 第９ 議案第３号の説明、質疑、討論、採決
 - 第１０ 議案第４号の説明、質疑、討論、採決
 - 第１１ 議案第５号の説明、質疑、討論、採決
 - 第１２ 議案第６号の質疑、討論、採決
 - 第１３ 閉会中の継続審査の件
- 閉 会

○出席議員（13名）

1 番	芝 寄 和 好	議員	2 番	金 澤 孝 太 郎	議員
3 番	織 田 京 子	議員	5 番	田 中 克 美	議員
6 番	中 野 昭	議員	7 番	湯 沢 美 恵	議員
8 番	松 島 修 一	議員	9 番	渡 邊 良 太	議員
10 番	島 野 和 夫	議員	11 番	尾 崎 豊	議員
12 番	神 田 隆	議員	13 番	岩 崎 勤	議員
14 番	内 野 正 美	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	宮 崎 善 雄 君
副 管 理 者	原 口 和 久 君
副 管 理 者	三 宮 幸 雄 君
会 計 管 理 者	栗 林 一 之 君
事 務 局 長	成 井 治 久 君
総 務 課 長	大 野 猛 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	小 山 剛 史
-----	---------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○渡邊良太議長 ただいまから令和2年2月第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○渡邊良太議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○渡邊良太議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○渡邊良太議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、8番、松島修一議員、10番、島野和夫議員、11番、尾崎豊議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○渡邊良太議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月12日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

島野議会運営委員長。

○島野和夫議会運営委員長 10番、島野です。それでは、議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る2月12日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告、管理者諸報告であります。なお、議会行政視察報告は、神田副議長より行います。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第3号 埼玉中部環境保全組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

日程第10、議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例。

日程第11、議案第5号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第12、議案第6号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

日程第13、閉会中の継続審査の件。

議事日程については以上でございます。

次に、日程第11、議案第5号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の終了後、休憩を取りまして、日程第12の議案第6号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算の細部説明については、全員協議会を開催することに決定いたしました。

以上が2月12日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○渡邊良太議長 日程第4、会期の決定につきましては、島野議会運営委員長の報告のとおり、2月19日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○渡邊良太議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年10月29、30日で議会行政視察を実施しておりますので、副議長からその報告を申し上げます。

神田副議長。

○神田 隆副議長 皆さん、おはようございます。議長の命によりまして、令和元年度議会行政視察の概要について報告いたします。報告書の2ページをお願いいたします。

まず、視察目的ですが、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることであります。

令和元年度議会行政視察は、令和元年10月29、30日の日程で実施をしております。視察先は、29日

に「太平洋セメント株式会社熊谷工場」、30日が新潟市の「新田清掃センター」であります。

参加者は、渡邊議長をはじめ組合議会議員全員、執行部より宮崎管理者、原口副管理者、三宮副管理者、事務局から2名が随行しております。

初めに、29日に視察いたしました「太平洋セメント株式会社熊谷工場」の概要について申し上げます。太平洋セメント株式会社熊谷工場では、最初に工場長の荒牧様からご挨拶をいただき、製造部の尾形様から説明を受けました。その後、工場内の施設を見学させていただきました。

太平洋セメント株式会社は、1998年、平成10年に秩父小野田セメントと日本セメントが合併して設立された日本最大のセメントメーカーであり、高品質のセメントを年間200万トン生産しています。焼却残渣の資源化への取組は、埼玉県が推し進めてきた「廃棄物ゼロを目指して、ゼロエミッション推進事業」の一翼を担っています。日本古来の公衆衛生から、燃やす・埋めるという処理が基本でしたが、それから脱却をして循環型の処理方法に切り替えていく必要がありました。

平成7年3月、熊谷市から焼却残渣である焼却灰、ばいじんの有効活用について、研究協力要請がありました。その頃、埼玉県でも埼玉ゼロエミッション推進事業を推進しており、埋めるという観点のものをなるべく切替えをしていきながら、いかに環境汚染の未然防止だとか、資源化、原料化への方向へ進んでいかなければならないことを模索していました。このようなことから、熊谷市、埼玉県、そして太平洋セメント株式会社の3者で焼却残渣の資源化への歩みが始まりました。

平成8年3月、焼却灰の性状検査を開始し、翌年、焼却灰、水洗脱塩技術を採用することとし、焼却灰のセメント資源化研究が本格的に始まりました。その後、焼却灰については、金物など異物を除去するプラント、ばいじんについてはセメントにとって好ましくない塩素を洗い流すプラントを整備し、平成10年4月、実証プラント運転が始まり、翌年3月、埼玉県ゼロエミッション検討委員会において実証試験結果が報告され、認知されました。その後、平成13年7月から熊谷工場において、営業を開始しております。

現在、埼玉中部環境センターをはじめ、県内の清掃工場で発生する焼却灰及びばいじん年間約6万トンをセメント原料とし、リサイクルしています。

次に、30日に視察いたしました新潟市「新田清掃センター」の概要について申し上げます。新田清掃センターでは、石橋所長から歓迎のご挨拶をいただき、施設課の栗山主査から説明を受けました。新潟市は、平成17年に近隣の13市町村と合併し、平成19年に政令指定都市へと移行しました。人口は約79万人であります。新潟市には4カ所の焼却施設がありますが、その中でも新田清掃センターは中心となる基幹的な施設です。

平成24年4月に供用を開始した施設で、ストーカ炉1日当たりの処理能力が110トンの焼却炉が3基、330トンであります。施設の設計・建設・運営を民間に委託するDBO方式により建設され、完成後20年の運営費を含め、約250億円で整備されました。平成29年度は26万8,000トンのごみを焼却処理しています。また、この分別方法につきましては、合併前の市町村ごとに様々な形態が存在

していましたが、平成20年6月、家庭から出るごみの分け方・出し方を10種13分別に統一するとともに、ごみの有料袋制に取り組みました。5リットルから45リットルまでの4種類の指定袋を1リットルにつき1円で販売しており、1年間で約9億2,000万円の収入があります。

また、ごみ処理施設の余熱を利用した健康増進に役立つふれあい健康センター「アクアパークにいがた」を併設しており、平成30年度は28万5,000人の方にご利用いただき、環境保全やごみ処理事業の市民理解とイメージアップに重要な役割を果たしています。

なお、同一敷地内にあり、昭和61年から25年間稼働してきた旧焼却施設解体工事を、平成25年度から平成26年度にかけ、約5億4,000万円を実施しています。

以上、視察の概要を申し上げましたが、活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えまして、報告といたします。

なお、新田清掃センターでの主な質疑につきまして、4ページに記載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、議会行政視察研修報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○**渡邊良太議長** ありがとうございました。

議会行政視察報告が終わりました。

続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

宮崎管理者。

○**宮崎善雄管理者** おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、諸報告をさせていただきます。

本日ここに、令和2年2月第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用中、ご健勝にてご参会賜り、厚くお礼を申し上げます。

お手元に配付させていただきました、平成31年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ3万563.58トン、粗大ごみ1,308.25トン、合計3万1,871.83トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ661.26トンの増、粗大ごみ199.96トンの増、合計では861.22トン、2.78%の増でありました。他団体からは、大里広域市町村圏組合から283.72トン、小川地区衛生組合から1,084.20トン、東松山市から130.97トンの可燃ごみを受託処理しております。

次に、灰の処分につきましては、3,729.14トン全量をセメント原料として処理委託しております。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理を継続しており、焼却炉等定期点検整備委託等の点検整備及び1号炉の灰押出装置修繕等を実施しております。

次に、第2期大間処分場につきましては、昨年11月に関東地方整備局大宮国道事務所が中心とな

り、処分場対策検討会立ち上げに向けての検討会が開催されております。今後、大間一般廃棄物最終処分場対策検討会が設立され、課題と対策について有識者による専門的見地から具体的な検討が開始される予定でございます。

また、平成30年9月6日付で提訴されました損害賠償請求事件に対する住民訴訟につきましては、訴状の内容について論点整理をするため、昨年1月から弁論準備が始まり、先月までに7回開催されております。8回目の弁論準備が3月9日に予定されております。

また、正副管理者宛てに、桶川市長から令和元年12月12日付、桶り第231号で、令和2年度からの一般廃棄物の受入れについての依頼がありましたので、今後地域住民と協議してまいります。

結びに、今後もより健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○渡邊良太議長 管理者諸報告が終わりました。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○渡邊良太議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、当組合の議員及び特別職の期末手当の支給率を改正するため、昨年12月19日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、関係する条例の整備をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、同じく昨年12月19日に埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第3号 埼玉中部環境保全組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、勤務条件を規定するための条例制定であります。

次に、議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例については、議案第3号の条例制定に伴い、関連する5本の組合条例の一部を改正する条例であります。

次に、議案第5号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,362万円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料300万円の減額、財産収入1万円の増額、繰入金794万

9,000円の減額、諸収入の受託事業収入1,600万円の増額であります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、一般管理費5万円の増額、財政調整基金費1万1,000円の増額、衛生費、清掃費、塵芥処理費500万円の増額であります。

次に、議案第6号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,874万2,000円とし、前年度に対し3,971万7,000円、5.38%の減といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金4億8,000万円、地方交付税負担金73万円、使用料及び手数料1億4,500万円、繰入金5,255万9,000円、諸収入1,545万1,000円等であります。

歳出の主なものは、議会費662万9,000円、46万5,000円の増額、総務費4,412万円、49万4,000円の減額、衛生費6億4,299万3,000円、3,968万8,000円の減額であります。

以上、議案第1号から議案第6号につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○渡邊良太議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年12月19日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

改正内容につきましては、議員と特別職職員の期末手当の率の改正であります。

議案を2枚めくっていただきまして、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をお願いいたします。このたびの改正に関する2本の条例を改定したもので、第1条及び第2条は埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、また第3条及び第4条は埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例を改定したものであります。

1枚めくっていただきまして、議案第1号資料―1、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中、100分の222.5を6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5に改め、この改正は令和元年12月の期末手当適用となります。

次のページの議案第1号資料―2をお願いいたします。第5条第2項中、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5を100分の225に改め、令和2年4月1日から施行するものであります。本改正は職員と同様に、令和2年度以降の支給月数を6月期と12月期で平準化させていただきました。

次のページ以降の議案第1号資料―3及び議案第1号資料―4につきましては、特別職職員について、議員と同様の率の改正をしたものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論は、なしでよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年12月19日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

本補正は、令和元年人事院勧告に伴う職員の人件費の増額分を補正したものでありますが、その原資は歳出予算の入札執行残を充てさせていただきましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。なお、議員及び特別職の期末手当の引上げ分は、現行予算で賄えたので、補正はいたしておりません。

それでは、詳細につきまして申し上げますので、議案の最後のページ、5ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費8万7,000円の増額は、総務課職員3名の人件費で、3節職員手当等7万5,000円は、一般職員勤勉手当の増額であります。4節共済費1万2,000円は、市町村職員共済組合負担金の増額で、職員手当等の増に伴うものであります。

3款衛生費、1目清掃総務費6万7,000円の増額は、施設課職員2名の人件費で、2節給料1万8,000円の増額、3節職員手当等4万円の増の内訳は、地域手当2,000円、期末手当4,000円、勤勉手当3万4,000円の増額であります。4節共済費6,000円は、市町村職員共済組合負担金の増額で、職員の給料及び職員手当等の増に伴うものであります。19節負担金、補助及び交付金3,000円は、埼玉縣市町村総合事務組合負担金の増額であります。

以上、人件費が増額となりましたので、その原資として、2目塵芥処理費、13節委託料、環境調査業務委託料15万4,000円を減額しております。これは環境調査業務委託の入札執行残が28万円ございましたので、そのうち15万4,000円を原資としたものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第9、議案第3号 埼玉中部環境保全組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 初めに、議案第3号及び議案第4号の2議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、構成市町では12月議会において条例の制定及び一部改正がなされておりますので、当組合におきましても同様の制定、改正を行うものであります。

それでは、議案第3号 埼玉中部環境保全組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして説明を申し上げます。本条例は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を確保するための条例を制定するものであります。

条例は第1条から第15条までとなっており、主な内容といたしましては、フルタイムの会計年度任用職員については給料、旅費及び一定の手当を支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象を規定したものであります。

なお、令和2年度はパートタイム会計年度任用職員1名の雇用を予定いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第10、議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の導入に向けて関係する5本の条例を一括して改正するもので、主な内容といたしましては、地方公務員法第22条の2第1項の規定の適用などについて所要の整理をそれぞれ行うものであります。

初めに、第1条の埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例ですが、1枚めくっていただきまして、議案第4号資料—1、新旧対照表をお願いいたします。第3条第3項の次に第4項として、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。を加える整理をしております。

次に、第2条の埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例については、1枚めくっていただきまして、議案第4号資料—2、新旧対照表をお願いいたします。第3条中、給料を給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、埼玉中部環境保全組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年組合条例第 号）第3条第3項から第5項

まで及び第4条の規定により任命権者が定めた基本報酬の額)に改めるものであります。

次に、第3条の埼玉中部環境保全組合職員等の旅費に関する条例ですが、議案第4号資料—3、新旧対照表をお願いいたします。第1条中、職員等を一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)及び職員以外の者に改めるものであります。

次に、第4条の埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例ですが、1枚めくっていただきまして、議案第4号資料—4、新旧対照表をお願いいたします。第7条中、4行目になりますが、している職員の次に(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)を加え、第8条中、1行目のした職員の次に(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)を加えるものであります。

次に、第5条の埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですが、議案第4号資料—5、新旧対照表をお願いいたします。第3条中、3行目の地方公務員法の次に第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法を加えるものであります。

以上、5本の条例改正について説明をさせていただきましたが、構成市町においても12月議会において同様の改正がなされております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第11、議案第5号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第5号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,362万円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、2款使用料及び手数料、1節清掃施設手数料300万円の減額につきましては、12月末までの実績により減額をするものであります。

3款財産収入、1節利子及び配当金1万円の増額につきましては、財政調整基金積立金預金利子の確定に伴い増額をするものであります。

4款繰入金、1節基金繰入金794万9,000円の減額につきましては、6款諸収入の受託事業収入の増額が見込まれることから、減額をするものであります。

6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入1,600万円の増の内訳ですが、大里広域市町村圏組合100万円、当初予算では6月、10月、2月の3カ月間300トン进行計上いたしましたが、当初予定量より約55トンの増によるもので、処理費はトン当たり1万8,000円です。小川地区衛生組合1,240万円、当初予算では5月、6月、10月、11月の4カ月間600トン进行計上しましたが、追加依頼がありまして、5月から3月までの10カ月間の受入れ予定で約620トンの増によるもので、処理費はトン当たり2万円です。東松山市260万円は、昨年10月の台風19号の影響により発生した災害廃棄物を東松山市クリーンセンターで受けるため、一般家庭ごみの受入れが困難ということから、10月24日から11月1日の6日間の受託依頼があり、130.97トンを受け入れたもので、処理費はトン当たり2万円です。処理費の違いにつきましては、それぞれの団体で定めております事業系手数料と当組合の事業系手数料を照らし合わせまして、高いほうの単価で契約をさせていただいております。

次に、歳出ですが、6ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金5万円の増額、荒川荘利用負担金は、川島町芝沼及び小見野地区住民の利用者に対し、1人500円を負担するもので、当初予算では400人分、20万円を計上いたしましたが、12月末ま

での実績から100人分を増額したいとするものであります。

2 目財政調整基金費、25節積立金 1 万1,000円の増額につきましては、積立金預金利子の確定に伴い増額をするものであります。

3 款衛生費、2 目塵芥処理費、13節委託料500万円は、焼却灰等中間処理委託料を増額するものであります。当初予算の見込みより他団体からのごみ処理受託量が増となったことから、焼却灰等約140トン増量が見込まれますので、増額をいたしたいとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

湯沢議員。

○7 番 湯沢美恵議員 歳入のところで伺いしたいと思います。

先ほど東松山市からの受託事業では、台風19号の影響によって130.97トンを受け入れたということの説明がありましたけれども、小川地区衛生組合につきましても、先ほどいただきました運転状況報告書によりますと、それ以前の7月とか8月、9月あたりの受入れのトン数よりも10月、11月が非常にトン数が増えていることが見受けられるのですけれども、小川地区衛生組合のほうの受入れの受託したごみにつきましても台風の影響によるものというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

小川地区衛生組合につきましては、確かに10月、11月、ごみの量が受入れが多かったのですが、果たしてその台風19号の影響によって中部環境にごみを持ち込まれたかというのは、事前に連絡は受けておりませんので、ただ単にごみの量が増えたものと考えております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前11時00分

○渡邊良太議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第12、議案第6号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 何点かお聞きしたいと思います。

歳入の部分の繰入金につきまして、今回財政調整基金の繰入れが前年度より大幅に減額となっています。歳出のところの修繕料で5,000万円ほどの大きな減額があったということが理由なのかなというふうには思いますが、そのあたりについても減額になった理由と、あとその財政調整基金、どれくらいの残があるのか、この点につきまして。

それと、この組合ではほかに基金はあるのかないのか。そして、あるのだとすればその金額について、何に使えるのかについてお示しいただきたいと思います。

それと、歳出の部分につきましての一般管理費の中で、先ほど需用費の印刷製本費についてご説明をいただきました。多分この中部環境センターだよりということなのだと思いますけれども、どれくらいの部数を発行しているのかということと、契約形態はどのようになっているのかということ。その契約形態につきましては単年度なのか、数年間契約を重ねますと、単価が安くなりますから、そこら辺はどういった契約なのか、落札なのかどうかあたりについてお示しをしてください。

それと、先ほどの全員協議会の中で多くの方から質疑が出ておりましたので、何点か理解ができたのですが、この塵芥処理費の中の修繕料2,800万円余りににつきまして、これは先ほどの答弁の中ですと、今後この炉をもたせていくためのいわゆる長寿命化にかけてのお金とはまた違うということなのかどうかという点について。

昨年私が一般質問の中でお聞きした答弁の中に、修繕に関する答弁で、平成26年12月に平成30年度までの当センター主要機器の修繕計画を立案して、平成27年から実施してきたというふうに答弁

しています。そのほか突発的な修繕も発生しているようですけれども、だとすると、その修繕についての平成30年度で終了しているということですので、この修繕についてはそれ以外のものなのかどうかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、大間については今後対策検討委員会が開かれるということですが、現在の状況についてはどのようなになっているかについてお願いいたします。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目の歳入の6ページになりますか、財政調整基金の関係でございますが、約2,200万円の減額の要因ということにつきましては、議員さんがおっしゃるとおり、修繕料が5,000万減しておりますので、そういった全体の予算の中でのやりくりでございますので、そういったところで2,200万円減額が生じております。

また、財政調整基金の残高ということでございますが、令和元年度末につきましては5,496万4,713円を見込んでおります。当初予算、したがって令和2年度の予算では基金繰入れは5,255万9,000円を計上させていただいておりますので、基金を取り崩しますと残高というのは約240万円に減ってしまうということになります。

また、ほかの基金ということで施設整備基金もございます。現在施設整備基金は残高としては14億6万1,865円を今年度末に見込んでおります。なお、この施設整備基金は特定基金でございますので、条例上では焼却施設の建設及び修繕並びにリサイクル施設の建設、要するに経費に充当するものと規定されております。現在使途として考えられるものは、当施設、今後の解体費用、また先ほど来言っておりますが、突発的な高額な修繕、また大間処分場の廃止費用ということでございます。

次に、2点目の歳出でございます。9ページの11節需用費の印刷製本費のご質問でございますが、埼玉中部環境センターだよりの発行部数と契約業者の関係になりますが、初めに発行部数につきましては、1回の発行が7万2,600部、これは2市1町全戸配布をお願いしております。6月と12月に発行しておりますので、年間で14万5,200部の印刷をお願いしております。

また、委託業者の契約につきましては、株式会社アサヒコミュニケーションズと単年度の随意契約となっております。これは平成13年12月に組合広報第1号を発刊する際に、2市1町全戸配布という条件がございましたので、当時鴻巣市と北本市の広報が現在のアサヒコミュニケーションズに委託していたことから、それぞれ2市の自治会別に仕分業務、そういった業務などがスムーズにできるといったメリットがございましたので、現在も継続してお願いしているところであります。

次に、3点目に、12ページの11節需用費で修繕料のご質問ですが、令和2年度2,810万円の修繕に関しましては、今後の長寿命化計画の一環なのかということですが、これも実は平成26年に立案した主要機器の修繕計画のときで実施してまいりましたら、計画にはなかった突発修繕が発生して、

その都度修繕計画を見直しながら進めてまいりましたので、この令和2年度のろ過式集じん装置ろ布交換と飛灰集合コンベヤ修繕は、もともと平成30年で計画して修繕が突発的修繕の影響により2年ずれ込んだ修繕ということになっております。ですから、この2年度の修繕につきましては、今後の先を考えた修繕のものではないということでございます。

次に、4点目の13ページの委託料の大間処分場のご質問ですが、現在の状況ということですが、廃止基準を満足できていないのは水素イオン濃度、pHであります。基準値の5.8から8.6に対しまして、1月の結果は11.6と、依然高い状況であります。ほかの水質項目は基準値以内であります。発生ガスについてもガスの発生は確認されておらず、安定している状況となっております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、お聞きしたいと思います。

財政調整基金の残高は、これを答弁の中では240万円しか残らないことになりますと、今後先ほどこらいろいろな質疑の中で突発的な修繕の中では、対応が大変厳しいものがあるのかなというふうに思うところです。それで、施設整備基金というのが別建てであって、14億円を超える金額が積み立てられているわけですが、その使用の中には高額な修繕についても対応できるということですが、これについての積み立てについては、今回の予算には見えないのですけれども、そこら辺はこの予算を決めるに当たって全く加味しなかったのかどうかという点で、そこら辺について確認をさせていただきたいと。

それと、修繕料のほうにつきましては、長寿命化に対応するためのものではなくて、計画していたものがずれ込んだということの答弁のようでしたけれども、だとしますと、先ほど来から令和6年以降も対応していかなくはいけないという答弁があるということであれば、このずれ込んだ後の計画、令和6年までの計画というものがきちんとできているのかどうかということは、ちょっと見えないのですけれども、そこら辺はもうお示しされているのかどうかということ。令和6年以降についても考えていくということについては、先ほど管理者のほうからは様々な手続が終わってからのということが答弁されていましたが、そうはいつでももう4月1日、新年度というのはすぐなのですが、そこら辺のスケジュール。10月の視察の管理までも求めるわけでもありませんので、そこら辺のスケジュールについては全くこの予算の中に組むに当たって、そこら辺のスケジュールについては全く計画の中には含まれなかったということなののでしょうか。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんの再質問にお答え申し上げます。

財政調整基金が令和2年度の当初予算どおり繰入れで取り崩しますと240万円しか残らなくなってしまうということですが、当然令和元年度の繰越金というものが発生することが見込まれますので、その令和元年度の繰越金は財政調整基金のほうに積み立てをお願いして、また毎年その受託事業

収入も当初予定よりも追加でごみの依頼が来ておりますので、そういった余剰な金額が発生した場合には、やはり財政調整基金をもう少し積み立てていかなければならないかと考えていますので、今後そういうような方向で考えていきたいと思います。

2点目の今後の修繕のことですが、先ほど来の中野議員さんの全協でお話ししましたが、当センターは2市1町の現在の状況から令和6年度以降もごみ処理の業務が想定されます。しかしながら、2市1町の今後の情勢を見据えながら、ごみ処理業務に大きな影響が懸念されるボイラー、一番懸念されます。こういうものなどの長寿命的な修繕計画を必要に応じて今後考えていかななくてはならないこと、このように考えております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 では、3回目。

そうしますと、昨年私の一般質問の中で点検整備を行っている三菱マテリアルからは、想定ではあるが、今後7年ぐらいはそのボイラー水管の肉厚問題などがもつのではないかということが言われているという説明がありました。1炉当たり5億円以上はかかるのではないかというような答弁もありました。そうしますと、3炉あるうち、当然そのうちの2炉は必ずそれに対応していかななくてはいけないということですが、その答弁を鑑みますと、7年以内は当然それを修繕する計画というのをきちんと立てていかななくてはいけない。3カ年計画なり、5カ年計画なりが必要になってくると思うのですけれども、そこら辺を今後きちんと立てていくという計画はあるのでしょうか。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

今のご質問のボイラーの関係ですが、昨年10月に答弁申し上げました。今後7年ぐらい、1つの機械は5億円ぐらにかかるとというのがお話ですけれども、これはあくまでも今点検をしている三菱マテリアルの監督さんが、事務レベルで概算で出した数字でありますので、実際今後ボイラーがもしかしたら5年後には駄目になる可能性もゼロではありません。ただ、その反面ですね、9年、10年もつ可能性もあると思いますので、その辺ははっきりとした今後2市1町での方向性がちゃんと出た段階で、一番懸念されるボイラー、こういうものも実際どこまでもつのかという検証も含めながら後は考えてまいりたいと思います。

以上です。

○渡邊良太議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○渡邊良太議長 日程第13、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

島野議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。

お諮りいたします。島野議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎管理者挨拶

○渡邊良太議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会に提案申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおり承認、可決、決定をいただき、誠にありがとうございました。

当センターは昭和59年に稼働して以来、36年が経過しようとしておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。当組合の処理業務は、住民生活に直結する大切な業務でありますので、住民生活に支障を来さないよう細心の注意を払って進めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○渡邊良太議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和２年２月第１回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(午前１１時１８分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年2月19日

議 長 渡 邊 良 太

署 名 議 員 松 島 修 一

署 名 議 員 島 野 和 夫

署 名 議 員 尾 崎 豊